

おかやま木の家 推進研究会

報告書

作成:NPO法人 まちづくり推進機構 岡山

平成21年2月

目次

1	研究会	P 1
	(1)目的	
	(2)スケジュール	
2	平成19年度活動報告	P 2
	(1)成果	
	(2)次年度への目標	
3	平成20年度活動報告、成果	
	(1)第1回研究会	P 3～6
	(2)第2回研究会	P 7～9
	(3)第3回研究会	P 10～12
4	まとめ	P 13,14
	(1)今年度・2年間を通しての検討内容	
	(2)今後研究会で解決したい課題とそれに向けての取組	
	① 情報交換・情報提供の推進	
	② 木材流通のネットワーク化	
	(3)研究会からの提言	

1 おかやま木の家推進研究会について

(1) 目的

木材需要の大半を占める木造住宅の建築には、多様な業種が関わっており、県産材の需給を促進するためには、県産材に関する情報の共有や流通における連携が必要不可欠である。このため、平成19年度に引き続き、木造住宅に関連する様々な業種により「おかやま木の家」推進研究会(以下「研究会」)を開催し、木造住宅の建築における県産材の流通障害となっていることや、各業界の抱える課題等について意見交換することによって相互理解を図り、県産材を使用した木造住宅の普及促進を図る。

(2) スケジュール

20年度「おかやま木の家」推進研究会のスケジュール

(9月27日 土曜日) 課題・地域材を生かした家づくりと環境問題

第1回

～おかやま県産材を普及するには？～ 京都府産木材認証制度がスタート

京都府地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化防止をキーワードとして事業者や消費者と連携した取組を展開しています。本日はそうした取組の中で、「京都の木で家づくりー住まいと森は繋がっている」と提唱し、地域の木を育て使うことが森と地球を元気にし、地球温暖化防止に貢献します。

- ・ ウッドマイレージCO2認証制度
使用する木材の産地の証明と、CO2削減効果の証明書発行
- ・ 緑の事業体ー緑の工務店・緑の設計事務所
京都府産木材で家づくりを積極的に行なっている人の登録・紹介
県産材木材フェアの参加 10月12日(日) 岡山木材相互市場

(11月7日 金曜日) 新しい制度を検討する

第2回

～おかやま県産材を生かした家づくり～ 岡山県産材認証制度

第1回の京都府地域材認証制度を参考にして、岡山県で取組めそうな認証制度について考えます。

川上～川下まで、それぞれの立場から「おかやま木の家」推進として新しい制度を検討します。

- 研究会(案)
- ・ 岡山の木の認証制度
 - ・ 緑のネットワーク
おかやま緑の県民・木材製材所・材木店・工務店
設計者の認定

(12月17日 水曜日) 実現に向けて

第3回

～具体的にできること？を発表～ おかやま木の家 認証制度

第1・2回の講演会・研究会での課題・検討をもとに、制度の実現に向けて整理をします。そして「おかやま木の家」推進研究会は、来年仮称～おかやま県産材を生かした家づくり～の認証制度の募集開始と、岡山県産材の普及活動を通じて、快適な家づくりと地域の環境保全をめざします。

2 平成19年度活動報告

(1) 成果

平成19年度は、
 第1回「県産材を普及するにはどうしたらよいか」、
 第2回「①県産材が普及する為にすべきこと・したら良いことを時間軸と優先順位で整理する。②県産材を普及するためのPR活動について」、
 第3回「①みんなでネットワーク(連携)によりできることと実現する為の課題、②県産材をブランド化するためには？」
 をテーマにワークショップ形式で話し合った。

意見交換を進める中で、県産材普及促進のための様々な問題点について、それぞれの業種で捉え方が異なっていたり、気がついていながらも実際はなかなか解決に向けて取り組めていなかったことを再認識した。

問題点について、業種間の認識の違いをまとめると次のとおりとなった。

項目	生産者	造り手(工務店)	消費者・設計者
情報	・木の良さを消費者へ伝えることが必要である。	・生産者は、製品の品質、強度、乾燥がどの程度であるのか、明示する必要がある。 ・木材の出所が分かるように、製品に明示したり確認できる仕組みにしてほしい。 ・造り手や消費者まで、木材の情報がきちんと伝わってこない。	・生産者は県産材のメリット・デメリットをきちんと伝えてほしい。 ・設計の段階で、建築士や消費者が県産材について事前に相談できる場所(製材業者)がない。
価格	・県産材は昔と比べて安くなっている。＝県産材は高くない	・県産材は、価格の高いイメージが、まだある。 ・木が好きな消費者は増えているが、価格などの問題があり、県産材使用住宅を提案するまでには至っていない。	
流通	・造り手や消費者に生産地の状況を見せられ、生産者の厳しい実態を知ってもらいたい。	・生産者から工務店まで、顔の見えるものづくりが必要である。	・消費者が県産材を身近に見る所が無い。 ・流通経路が複雑なため産地や材料の指定までできていない。
その他	・木材の使用は日本や地球規模での環境保護にとって重要である。		・造り手の取り扱い材によって決まってしまう。

重要性・緊急性など認識の違いはあるものの、これら問題点の対策として、①研究会のような情報・意見交換の場を継続して設けていくこと、②住まい作りにおける木材流通のネットワーク化の実現とそれに向けたシステム作り、③消費者に対して、様々な業種が共同して県産材のよさをもっとPRする活動(講演会やフェア等)を実施する、を行っていくことが大切であるというのが共通の意見となった。

(2) 次年度への目標

平成20年度の研究会では、先に挙げた①～③の実現に向けて、具体的な取り組みについて検討する。

3 平成20年度活動報告、成果

(1) 第1回研究会

連携してどのような取り組みをするのか、検討する。

前述した②住まい作りにおける木材流通のネットワークについて、様々な取り組みが各地で始まっている。この研究会では、どのような目的を持ち、どのような取り組みをすべきだろうか。また、これまでは県からの委託事業として研究会を実施してきたが、来年度以降、参加者独自での開催・運営していくことも視野に入れ、京都府の取り組みから岡山県の実情に合わせた取り組みを検討をする。

(1)議事録 第1回			
場所	岡山県総合福祉会館 8階 第7会議室	日時	平成20年9月27日(土) 14:00～17:00
I あいさつ:今年度のおかやま木の家推進研究会活動について			
<p>世間の企業活動が環境、CO2削減へシフトしてきている状況にある。経済性だけでなく、市民の生活レベルに視点が移ってきている様子も伺える。但し、商品や出来上がった後の環境配慮が主体にあるように感じる。その点、県産木材活用は製品後だけでなく、生産する段階より環境を配慮した活動になることは重要な環境活動につながる事が理解できる。市民の環境への関心が高まる現状を踏まえて、今年度の活動を元に来年度以降につながる会にしてゆきたい。</p>			
II 勉強会			
京都府地球温暖化防止活動推進センター所属			
渕上 佑樹氏			
「地元で育てた木を地元で使う「ウッドマイレージCO2認証制度」」について			
II-1 背景			
<p>京都での地球温暖化防止活動の背景には、2005年2月の京都議定書発効が大きな要因にある。その上で、平成20年6月に政策発表された低炭素社会・日本の福田ビジョンに掲げられた「見える化」に対して環境貢献度の指標を数値、提示化するウッドマイレージCO2認証制度のメリットを感じている。</p>			
<p>国土の67%を占める森林のうち、4割が人工林で使用可能時期にきているものの、国内産木材自給率は2割しかない現状がある。外国産木材も近年は東南アジア、米国主流ではなくヨーロッパ諸国からの輸入も増え、輸入対象国が遠隔化している。その為、輸送エネルギーは国内産と比較すると多大な</p>			

Ⅲ 質疑

・発足状況、この取組みでの問題点

- 発足に関しては、京都議定書が発効の要因が大きい。同時に、京都府職員の方の推進力の元、認知度を広げていった状況も大きい。問題点としては、事業者数が増えすぎて、一般消費者の方が選別しにくい状況にあること。府北～府南までの流通経路範囲基準が決めにくい。隣府県より流通した方が運搬経路が短くなる地域もあるため、必ず府内産材と言い難い状況もある。

Ⅳ 自由意見

- 国産材と外材の価格差は現状ほぼなくなっている。国産材の材料納期だけが外材のようにはいかない。(生産者)
- 外材では納期が問題なくできるのに、国産材ではできないことの原因があまりない。本当にできないものなのだろうか？(一般消費者)
- 直接視覚的にみえる機会があることで、自然と使いたくなるもの。そのようなキッカケを考えたほうが良い。(一般消費者)
- 地域材として、地元での認知度が低い。反面岡山県産材(美作材)は他県での評価が高い為、生産者は受け入れてくれる他県へ供給を優先している。その為、地元への認知度を高める機会がますます少なくなっている。(設計者)
- 国産材の使用時期にあることは理解できたが、今後の植林の仕組み、取り組みを含め後のことはどの様にしてゆくのか見落としてはいけないと思う。
(一般消費者)
- 市民レベルではCO2削減への取組み意欲は高まっている。日頃CO2排出分を補う気持ちはあるのだが、どの様にして森の環境保全に参加して良いのか体制が整っていない為、参加したくてもできていない。(一般消費者)
- やはり、市民が環境に関して、削減意欲の盛り上がりがとても大切。
(一般消費者)
- 木材コーディネーターの方が、どの様にして木の家を手に入れることができるか道先案内を一般消費者に行っている取り組みもある。(sound woods)

Ⅴ 総評

京都での取り組みは仕組み作りだけでなく、官民一体となって連携できている好例だと思います。京都での取り組みを参考に岡山版として自主活動を行ってゆくネットワーク作りを次回より話し合いたいとおもいます。

研究会終了後、アンケートを実施した(資料①のとおり)。参加者全員が京都府のような①木材流通にかかるCO2排出量を明示する制度と②地域材取扱業者の登録・公表制度に関心があり、岡山県でも実施されれば参加したいという回答となった。

しかし、生産者からは①の前提となるトレーサビリティが難しいという意見がでており、次回は②を中心に①を併せた取り組みを検討する。

エネルギー を使って木材を使用している現状にきちんと目を向けていかなければいけない。また、他国の違法伐採や森林破壊に対して軽視できない状況も知る必要がある。

II-2 ウッドマイレージCO2制度について

環境への関心が高まるなか、京都府産木材の流通経路(産地証明)と流通の中で発生する二酸化炭素の排出量(ウッドマイレージCO2)を消費者が知ることができる制度をつくる。(ウッドマイルズ研究会協力の元)

木材材積×輸送距離×輸送手段＝輸送時のCO2排出量(環境指標)

数値化をセットに木材の地産地消が環境配慮に優れていることを伝えてゆく目的と考える。この取り組みに合わせて金融機関も環境配慮に賛同し、認証木材を使用することで金利優遇を受けることができたり、京都府より施工者へ材積量に応じて交付金が支払われる等、普及活動に一役買っている。

木材生産者、市場、加工業者、販売業者の木材管理状況を確認したうえで認証木材取扱事業体を認定し、施工者・設計事務所より認証機関である京都府地球温暖化防止活動推進センターにCO2排出量+削減量算定証明書発行依頼をしてもらう。これら証明書による数値化を元に消費者の環境配慮への貢献を知ることにつながる。同時に金利優遇や交付金申請にも使用される。

この制度の透明性を保つ為、取扱事業体を京都府が審査・認定し、生産地の管理を強化。認証木材使用の審査は京都府地球温暖化防止活動推進センターが行うようにしている。また京都府からの補助金はなく取扱事業体の協力金と証明書発行手数料によって運営事業を行っている。平成16年より開始しH20年度現在、取扱事業体は200社程になり、施工者・設計者(緑の工務店 緑の設計事務所と呼ぶ)も250社の参加を募るまでになっている。

II-3 まとめ

国内産の木材をただ単に使うことが良いのではなく、資源枯渇しない使い方行っていく正しい情報が必要。その為の産地証明を確立していかなければいけない。今後、森林認証との連携による循環資源として木材の価値を打ち出し近隣府県とも連携してゆくことで地域材の活用 メリットがより一層でると感じている。「適切に管理された森林から算出された地域材を使おう」このメッセージも付け加えておきたい。

3 平成20年度活動報告、成果

(2) 第2回研究会

本年度以降の取組体制と制度について検討する。

まちづくり推進機構側が作成した研究会の体制と登録制度の規約(案)をたたき台に、研究会の方針について検討した。

(2) 議事録 第2回			
場所	岡山県総合福祉会館 4階 第2会議室	日時	平成20年11月7日(金) 16:00~18:00
<p>I あいさつ:第2回研究会主旨</p> <p>第1回で京都府で取組まれている府産材普及活動内容を元に、岡山県で取組むことができる普及活動、認証制度等について川上から川下まで各々の立場より意見を聞いた上で検討を行ないます。 (京都ではCO2排出削減効果+事業所登録+金利優遇をセットで取組んでいる。)</p> <p>II 岡山県産材 認証制度(案) おかやま緑のネットワーク(仮称)について</p> <ul style="list-style-type: none">・別紙 資料③-1~7 認証制度案説明。 → 入会基準を設け、木材流通に関する川上から川下の各立場の連携をもっておかやま県産材を使った家づくりの普及活動を継続して自立的に行ってゆく主旨の理解を求める。会費については極力おさえ連携・広報・勉強会活動等を行っていく。・別紙 資料④-1~11 にある岡山県産材使用に伴うウッドマイルズCO2 (CO2排出減効果)レポート作成については認証制度立上げ後改めて検討。・金融機関と連携して県産材使用と住宅ローン金利優遇適用の取組みについては、この認証制度立上げに合わせて金融機関へ相談を持ちかける。 <p>III 認証制度(案)に対する 意見交換内容</p> <ul style="list-style-type: none">・NPO法人まちづくり推進機構が主体となって行うため参加者を広く受け入れるようにするが、参加する価値基準を定める必要がある。・岡山県産材の定義をきちんとする必要があるのではないか。 (県外原木を岡山にて製材したのも岡山県産材となる点等) → 供給側の立場の方にとっては現段階では難しいとの返答。その理由はあいまい。			

- ・良質な岡山県産材を使った住宅の基準を定めたほうが良いのではないかと。
- ・一般消費者との接点をどの様に行うかが参加するかどうかの大きな判断要素となる。（理念とイメージの定着化、将来性への魅力）
- ・トレーサビリティの重要性。（現在の情報化社会の流れ）
- ・他府県との連携についても今後検討の価値あり。

IV 総評

認証制度をベースにしたネットワーク化実現に向けてこの度の案を元に進めてゆきたいとおもいます。次回は意見交換で出た内容の修正も行い、最終決定し立上げの具体的内容を話し合いたいとおもいます。

研究会終了後、アンケートを実施した(資料②のとおり)。
今回は規約の内容より、今後この研究会でどのように「岡山県産材」を定義していくかが討論の中心となった。研究会の定義はこれまでと同様に、「県内の製材業者が製材した国産材製品」であることとしたが、これは現在の設備と費用では国産材・外材以上の区別した流通は困難であると生産者側が回答したためであり、工務店側からは、消費者への説明のし易さから「県内で育った木材を製材した製品であること」との意見も出た。

3 平成20年度活動報告、成果

(3) 第3回研究会

規約の修正案と来年度以降の研究会の自立的な運営・活動内容について検討する。

(3) 議事録 第3回			
場所	岡山県総合福祉会館 4階 第2会議室	日時	平成20年12月17日(水) 14:00～16:00
<p>I 第3回研究会主旨</p> <p>第2回で意見が出た、認証制度(案)資料③-1～7について最終意見調整。 自立的活動を行う上で基本方針を固める。</p> <p>II 第2回検討課題について</p> <p><u>・おかやま県産材の定義について(トレーサビリティに関して)</u></p> <p>→ 県外原木が岡山県内で製材されたものも、おかやま県産材となる現状にはあいまいさが残るが、現段階では おかやま木の住まい普及事業実施要領 に定義されている岡山県にて登録されている木材業者が製材した国産材製材品とすることで定義することとする。消費者への説明は供給立場側にて行うことで対応する。 (今後の社会要望と合わせて木材供給側にも協力してもらい定義内容を詰めてゆくこととする。)</p> <p><u>・入会基準と入会によるメリット</u></p> <p>→ 各立場入会基準について、ひとまず現状の内容ですすめることとする。立ち上がりあたり、入会者数確保にばかり意識がとられぬよう審査員によるチェック機能と情報交換は充実させたい。メリットについては、結果や利益を優先することではなく、県産材普及活動を各立場が集まって今後も継続し情報交換含め活動してゆく場を設けることに理解していただきたい。まずは研究会を発足することが重要ではないだろうか。</p> <p><u>・総評</u> 全ての内容に関して不備点なく立ち上げることが理想となるが、自立的活動を継続してゆく上でまずは、研究会認証制度を発足し今後育ててゆく視点で理解を得たい。おかやま県産材普及に向けた活動として定着させてゆくためにも各種立場の人が集まる場を持つことは重要。</p>			

Ⅲ 岡山県産材 認証制度(案)・緑のネットワーク 認定申請書(案)資料③-1~7 最終調整

- 骨格は第2回研究会で提示した認証制度(案)・認定申請書(案)資料③-1~7に基づいて活動を行ってゆくことに決定。入会対象は木材流通に関する川上から川下(消費者含)まで幅広くおこなうこととする。
- 認証基準に関しては、おかやま県産材普及、環境保全、良質な住宅の供給という点に集約する。より具体的な内容については今後の活動の中で詰めてゆく方針をとる。まずは、自立的な研究会立上げを行うことを目的にする。
- 認定木材生産者、材木店、工務店、設計者を「おかやま緑のネットワーク」として名称を決定する。

各立場において	おかやま緑の生産者	
	おかやま緑の材木店	
	おかやま緑の工務店	
	おかやま緑の設計者	の名称に決定
- 事業内容として、認定者の広報活動、研究会の開催、見学会紹介、イベント参加、情報公開BOX設置等をベースに行う。

Ⅳ 研究会参加者 総評

- 岡山県産材入手ルートの簡素化も課題として今後取組む必要がある。
- 200年住宅の骨格が大手住宅供給側に立ったシステム化になろうとしている。地域木材を使った住宅に本来備わっている性能をきちんと評価できるようにしなければ後々後悔することになる。危機感をもって取組む必要がある。(建築士)
- 身近にある木材という資産を活用するには、もう少し目的だけでなく利益についてきちんと考えてゆく必要があるのだと思う。
- このような会を行うにあたって、儲かる仕組みを前提にするだけでなく、当初はこの活動に協力し手弁当であっても行ってゆく必要があるのではないだろうか。
- 木材に関して正しいことを伝えてゆく意義をもって取組んでゆきたい。
- 年々木材流通量も変わる為、この様な場で木材流通に関する川上から川下の各立場の方と情報交換する機会として十分活用できるように思う。

IV 研究会参加者 総評(つづき)

- ・鍵を握るのは近年変わりつつある、木材流通のように思う。
- ・ネットワークとしてのメリットを活用してゆく必要あり。
- ・良い点ばかりでなく問題点も吸い上げて伝達できる環境も必要。
- ・今後トレーサビリティの重要性も高まることを把握しておく必要がある。

参加者	生産者(林業)	0名
	供給者(製材、材木店、流通)	3名
	造り手(工務店、設計者)	11名
	消費者	1名
	計	15名

4 まとめ

(1)今年度・2年間を通しての検討内容

今年度の研究会は、平成19年度研究会で課題解決のために挙げた対策の詳細と、それを実際に取り組むための体制作りについて検討し、京都府で先行して行われている登録認証制度を参考に岡山版の制度「おかやま緑のネットワーク」を策定した。この制度は、研究会の趣旨に賛同する県産材住宅に関連する業者を、業種毎に登録し、公表する制度である。また、この制度を運営する「おかやま木の家推進研究会」で、木材流通に関連する他業種間・同業種間の連携を促進するため、定期的な意見交換会の他、協同での消費者PR会などに取り組む。(詳細は資料③のとおり)。

研究会の方針や活動内容を検討するなかで、現在の県内の流通体制では木材を購入した際に産地が特定することが難しいことが分かった。今後消費者に県産材について理解と需要の拡大を促していくためには、CO2排出量など環境面からも訴えていくことも必要である。そのための前提として、産地証明が可能な流通体制について、研究会でも検討していくこととした。

(平成21年4月より おかやま木の家 認証制度に基づく「おかやま緑のネットワーク」の会を発足)

(2)今後研究会で解決したい課題とそれに向けての取組

- ① 情報交換・情報提供の推進
 - ・消費者へのPR活動
 - 認証制度を活用し、登録事業者の施工現場等への共通のノボリ旗等を設置し今ある環境を活かすところからはじめる。
 - ・他機関との連携
 - 他府県での先行事例や近年の環境への関心の高まりを考慮し、県産材一定規模使用住宅への融資金利優遇等の制度化について金融機関への相談。
- ② 木材流通のネットワーク化
 - ・組織・システムの構築
 - ネットワークによる会設立目処が立ち、このネットワークが消費者への様な情報を提供できるかを重点的に検討を詰める。

(3)研究会からの提言

木材流通の関係団体は、近年の消費者の立場を考えたトレーサビリティ(※)の整備を、木材流通においても確立できるよう取り組みを進めてほしい。
トレーサビリティを整備することにより、県産材住宅に積極的な地元の工務店が地元の木の使用や環境保全に関心のある消費者へ魅力的にPRすることができ、県外産や外材を中心に使用する大手住宅メーカーへの競争力を培うことができる。

(※)トレーサビリティとは

物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態。